

食事提供等業務委託契約書(案)

福井県(以下、「甲」という。)と (以下、「乙」という。)との間に
いて、福井県立奥越高原青少年自然の家食事提供等業務および野外食材等の提
供業務(以下、「食事提供等業務」という。)について、次の条項により委託契約を締
結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

第1条 甲は、福井県立奥越高原青少年自然の家(以下、「青少年自然の家」とい
う。)の業務の円滑な運営に資する目的をもって、食事提供等業務を乙に委託す
る。

2 乙は、別紙1 福井県立奥越高原青少年自然の家食事提供等業務委託仕様書
(以下、「仕様書」という。)に基づき誠実に食事提供等業務を実施するものとす
る。

3 乙は、食事提供等業務の実施に当たり、安全・安心な食事を利用者に提供する
ものとし、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令等を遵守し、
青少年自然の家の円滑な運営および秩序の保持に努めなければならない。

第2条 乙は、食事提供等業務を第三者に委託、または請け負わせることができな
い。ただし、食事提供等業務の一部について、事前に甲と協議し承認を得た場合
はこの限りでない。

第3条 甲は、別紙1 仕様書に掲げる青少年自然の家 厨房施設および物品(以下、
「施設・設備等」という。)を乙に無償で貸与する。

第4条 乙は、善良な管理者の注意をもって施設・設備等を維持保存しなければな
らない。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により施設・設備等を滅失または毀損したとき
は、甲の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。

第5条 乙は、施設・設備等の全部または一部を食事提供等業務以外の業務のため
第三者に貸与し、または利用させ、もしくは食事提供等業務以外の業務に用を
供してはならない。

2 前項の規定に関わらず、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りではない。

第6条 乙は、施設・設備等に修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき、ま
たは、自ら新たな設備を設置しようとするときは、あらかじめ文書をもって甲の
承認を受けなければならない。

第7条 食事料金、食事の提供日、喫食時間、献立表およびサービスの方法については、別紙1 仕様書のとおりとする。

第8条 乙は、食事提供等業務に従事する者の身元保証、就業、健康管理、衛生管理等について、青少年自然の家の円滑な運営に支障をきたさないよう万全を期する。

2 乙は、食事提供等業務によって生じる一切の責めを負うものとし、別途保険契約を締結の上、その写しを甲に提出しなければならない。

第9条 甲は、食事提供等業務に係る経費のうち、施設費(冷暖房費を含む。)、電気・水道代、什器備品費、食器器具費その他補充および修繕に要する経費を負担する。

2 乙は、電話代、ガス代、人件費、保健衛生費、被服費その他食事提供等業務に必要な経費を負担する。

第10条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

第11条 甲は、食事提供等業務について必要と認めるときは、業務について実地調査を行い、調査結果に基づき改善を指示することができる。

第12条 この契約期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

第13条 甲は、乙が次の各号に該当したときは、この契約を解除することができる。ただし、甲は、契約の解除が適当でないと判断した場合、乙と協議の上契約を解除せず、違約金を徴収することができる。

一 乙が正当な理由なく、この契約の全部または一部を実施せず、甲からの書面による履行勧告から2週間が経過したとき

二 乙がこの契約の実施について、不正・不当な行為があったとき

三 乙がこの契約を実施する能力を失ったと明らかに認められるとき

四 前各号のほか、乙がこの契約を継続しがたい重大な事態を生じさせたとき

2 前項による場合を除き、甲が正当な理由により契約を解除しようとするときは、解除しようとする2カ月前までに書面をもって通知しなければならない。

第14条 乙が本契約期間中において、本契約を解除しようとするときは、その2カ月前までに甲に申し出て、その承諾を得なければならない。

第15条 契約期間が満了したとき、または第13条により契約を解除したときは、乙は、施設・設備等を原状に回復し、甲に返還しなければならない。

2 前項の場合において、乙は、この契約に基づき投じた有益費その他の費用については、これを甲に請求し、または異議の申し立て、損害賠償その他一切の請求をすることができない。

第16条 乙は、甲から請求があった場合、出納計算書(別紙様式1)を甲に提出しなければならない。

2 乙は、甲から請求があった場合、決算関係書類を提出しなければならない。

3 甲は、乙に対し、食事提供等業務にかかる原価計算書の提出を求めることができる。

第17条 この契約に関する訴えの管轄は、青少年自然の家所在地を管轄とする福井地方裁判所とする。

第18条 この契約に定めのない事項、またはこの契約に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙